

# 文科省の働き方改革最前線

## 中教審「学校における働き方改革」部会傍聴記⑤

# 越教組ニュース

大里元越教組委員長に寄稿してもらった傍聴記の続編です。今、話題に上がってきた教員の「変形労働制」にも触れていただきました。

### 中間まとめまで

中教審働き方改革部会の審議が、現在も続いていきます。中間まとめまでの審議を私なりにまとめると、  
○負担軽減策の提起  
○労働時間把握の厳守  
となるのではないかと。この二つの面は、教育界に大きな衝撃を与えています。とりわけ教育行政に関

### 改革の現状と課題

- 部会の審議委員の妹尾雅俊さんは、学校の「改革」の現状を5つにまとめています。
- ①勤務時間の管理・・・なぜやるのか意味づけをしつかり。意味が分かると改ざんなどを防げる。
- ②部活動・・・長時間の大きな比重を占めている。より革新的な取り組みがないと解決が進まない。
- ③意識改革・・・何のための早帰りか。事務減らし自己研鑽。管理職が健康を守り、働きやすさの姿勢を。
- ④教師以外のスタッフ・・・スクールサポートと部活動指導員が大きな助力。財源、学校規模で差がある。
- ⑤ICT活用(校務支援システム)・・・通知表、成績処理、学籍情報の効率化。自治体による差。
- ⑥その他、校長評価に働き方改革の視点。行事の見直しを抜本的に。

(総合教育技術10月号より)

### これが改革なの？

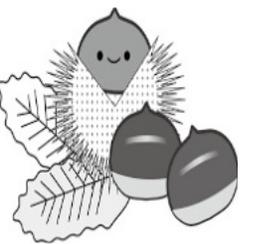
学校現場の部分的な「改革」が進んでいる一方で、当の中教審では「おやっ」と思うことも出てきました。

一つは、主幹の役割の強調についてです。「改革」の担い手について、学校のリーダーであるべき教頭の勤務状態が、過労死ラインを越えているので、主幹に担わせようという発想です。主幹を増やす、主幹には授業を持たせない、が優先。あれ？教諭の負担軽減とズレた方向に行っていますか。

二つ目は事務職員が教師の業務負担軽減へ参加することについてです。これは、非常に大きな問題です。第18回中教審部会に文科省から提案された「1年間の変形労働制」は、

学期中に週あたりの勤務時間を3〜4時間ふやす

○その分、夏休み期間中に15日〜20日の休みを取る



越谷市教職員組合  
情宣部  
18.10.30(火)  
Tel 988-3281  
Fax 988-3283

### 文科省の「変形労働制」

という案です。これは、非常に大きな問題です。1年単位の「変形労働制」というのは、業務の繁忙に合わせた労働時間を調整するものです。現在、教員を含む地方公務員は法律で適用できないことになっています。

文科省の案は、現在の1日7時間45分という教員の所定労働時間を前提に、長期休業期間に教員の休みを増やし、その分の労働時間を学期中に割り振るといいます。週3

日の場合は月・火・金曜日、4時間の場合はさらに木曜日の労働時間を1時間延ばすとしています。事実上1年の大部分の期間で、1日9時間近い労働を最初から容認することになります。

### 「変形労働制」が改善？

しかし、これで教員の長時間労働が是正されるのでしょうか。実際には、何も変わらないのではないのでしょうか。文科省は、「教員の勤務は大変だから、年間を通して勤務時間を調整することにした」と宣伝をしています。それは、教員の働

き方にも手を付けた、改善したとし、現在の膨大な超勤の実態をそのままに、それを覆い隠そうとするものになるのではないのでしょうか。

岐阜市では、夏休みの閉庁日を16日間にしたそうです。この間に年休のまとめ取りが可能だと言っています。何も偽りの制度改正をしなくても、現行法でも工夫次第でパ

### 抜本改善を求める

カンスが取れるし、自己研修もできるのです。教員定数の大幅な改善や少人数学級の推進によって業務量を抜本的に減らす手立てを取らなければ、文科省の案のように机上の空論を生み出すことになるのです。

結局、勤務実態は何も変わらないまま、1時間増の8時間45分を超えた分については問題とされなくなってしまうでしょう。勤務時間だけを減らす

現場の私たちが、「変形労働制の適用反対」「残業代を払え」と、声を上げています。

この記事に賛同いただける方。一緒に活動に参加していただませんか。組合員、大募集です。お近くは右側、または右上の電話番号まで。